

保護者のみなさまへ

令和3年度特別支援教育就学奨励費について

◇特別支援教育就学奨励費とは

特別支援教育就学奨励費は、上板町立の小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒の保護者等に対して、その世帯の収入に応じて就学に必要な経費の一部を負担するものです。

◇支給対象者

特別支援教育就学奨励費を受給できる方は、本町に住所を有する方で、特別支援学級に在籍する児童又は生徒の保護者です（世帯の所得に係る基準を満たした保護者に限りです）。

ただし、生活保護及び就学援助制度の援助を受けている児童又は生徒の保護者は特別支援教育就学奨励費の支給対象者にはなれません。

※学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当する児童又は生徒についても支給の対象となります。

◇対象経費

①新入学児童生徒学用品・通学用品費（新1年生）

※当初申請締切日を過ぎて申請された場合は支給されません。

【ランドセル・カバン・通学用服・通学用靴・雨靴・雨傘・上履き・帽子など】

②学用品・通学用品費

学用品

児童又は生徒が通常必要とする学用品【ノート・筆記用具など】

通学用品

【通学用靴・雨靴・雨傘・上履き・帽子など】

※新入学児童・生徒学用品費等の支給を受けた方は、通学用品の購入費は支給対象になりません。

③校外活動費

○泊あり 児童又は生徒が学校行事として実施される宿泊訓練等の泊を有する校外活動（修学旅行を除く）に参加するために要する交通費、宿泊費及び見学料等

○泊なし 児童又は生徒が学校行事として実施される遠足等日帰りの校外活動（修学旅行を除く）に参加するために要する交通費及び見学料等

※修学旅行費支給対象者には、重複して支給しません。【年1回】

④修学旅行費 児童又は生徒が参加する修学旅行に要する交通費・宿泊費・見学料

※校外活動費と重複して支給しません。

⑤給食費 小学校及び中学校の学校給食に要する費用

◇支給方法

奨励費は、保護者の口座振込若しくは、保護者からの委任に基づき校長が代理受領するかを選択制です。【申請者の希望する受領方法を記載】

◇領収書等の提出

対象費目のうち学用品費、通学用品費及び新入学児童生徒学用品・通学用品費については、保護者又は児童生徒名の入った領収書又はレシートの提出が必要となります。

領収書又はレシートはコピーでも構いません。この場合、領収書等の原本は捨てることなく大切に保管しておいてください。

また、領収書等を紛失した場合は、購入に係る申立書を提出してください。【購入申立書は学校に備え置いています】

◇支給額

上限は2021年度(案)です。

対象費目	小学校		中学校	
	対象学年	支給額	対象学年	支給額
学校給食費	全学年	実費の1/2	全学年	実費の1/2
学用品費	全学年	実費の1/2 (上限 5,820 円)	全学年	実費の1/2 (上限 11,370 円)
通学用品費	2～6年生	実費の1/2 (1,135 円まで)	2・3年生	実費の1/2 (1,135 円まで)
新入学児童生徒学用品・通学用品費	1年生	実費の1/2 (上限 25,555 円)	1年生	実費の1/2 (上限 28,990 円)
修学旅行費	6年生	実費の1/2 (上限 10,790 円)	2年生	実費の1/2 (上限 28,860 円)
校外活動費 宿泊なし	1～5年生	実費の1/2 (上限 800 円)	1・3年生	実費の1/2 (上限 1,155 円)
校外活動費 宿泊あり	5年生	実費の1/2 (上限 1,845 円)	1年生	実費の1/2 (上限 3,105 円)

◇当初申請締切日

令和3年5月28日

※申請は随時受付しておりますが、上記期間を過ぎて申請された場合は、申請月の翌月以降分からの支給になります。また、一部減額や支給できない費目があります。

☆ご不明な点は、上板町教育委員会事務局（電話 088-694-6814）又は各学校事務担当者までお問い合わせください。